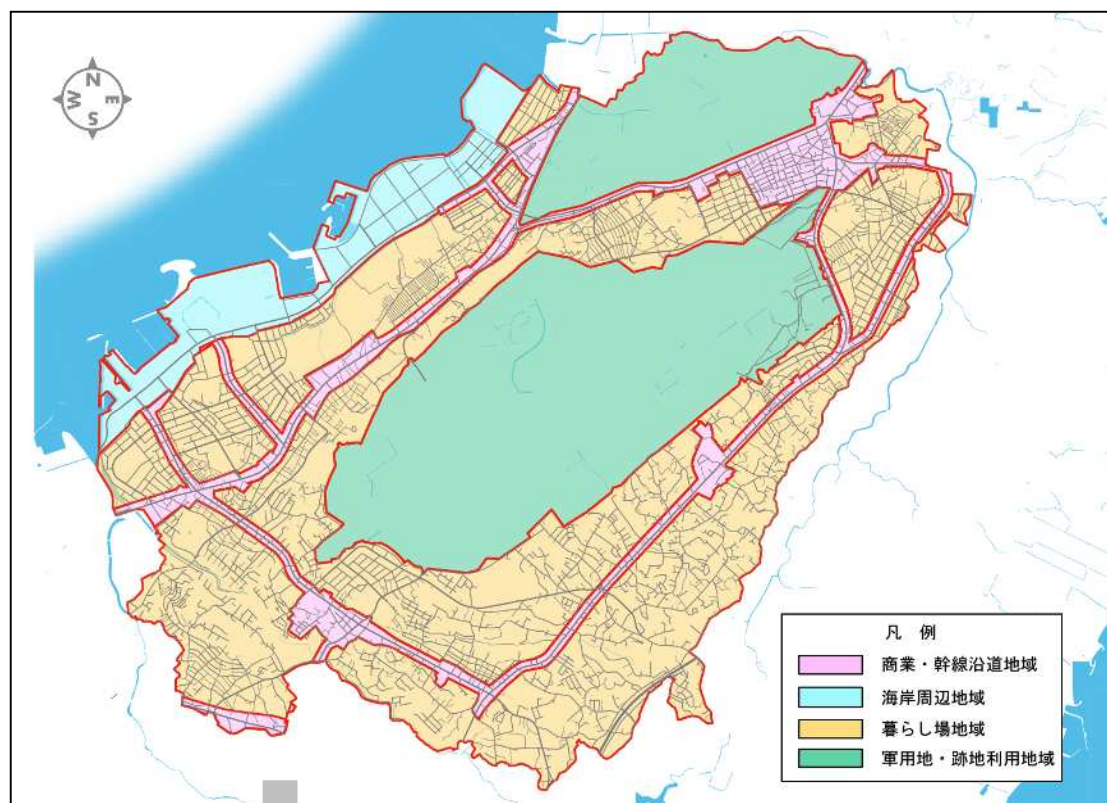


2-3 地域別の景観づくりの方針

地域の特性に応じて景観づくりを行うため、景観計画区域を4つの地域に区分し、地域毎に景観づくりの方針を定めます。なお、地域区分については、都市計画上の区分を前提としながら、地形・自然や土地利用のまとまりを考慮しています。

図表 景観の地域区分

地 域	都市計画上の区分
商業・幹線沿道地域	・ 商業地域 ・ 近隣商業地域（海岸周辺以外） ・ 準住居地域 ・ 第2種住居地域
海岸周辺地域	・ 近隣商業地域（海岸周辺） ・ 準工業地域（海岸周辺）
暮らし場地域	・ 住居系用途地域（準住居地域・第2種住居地域以外） ・ 準工業地域（海岸周辺以外） ・ 市街化調整区域（軍用地以外）
軍用地・跡地利用地域	・ 軍用地



景観づくりを重点的に推進すべき地区では、「景観形成重点地区」を指定（第4章を参照）